

川越市一般競争入札公告 川越市公告契約第313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和8年10月1日

川越市長 森田初恵
(公印省略)

第1 公告事項（個別）

1 入札対象委託

(1) 委託名

川越市立南古谷中学校特別教室等冷暖房設備設置工事設計業務委託

(2) 委託場所

川越市大字久下戸3721番地

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加資格

公告事項（共通・委託）に定めるほか、次の要件を満たすこと。

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (2) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に建設工事に係る設計・調査・測量の業種として「建築関連コンサルタント」が登載されていること。
- (3) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き埼玉県内に本店、支店又は営業所等のいずれかを有している者であること。
- (4) (3)の本店、支店又は営業所等が(2)の業種を名簿に登載している申請事業所であること。

4 落札者の決定方法

価格競争により落札者を決定する。

5 予定価格

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）において公表する。

6 最低制限価格

設定する。

7 設計図書等

電子入札システムのうち入札情報公開システムにより掲載する。なお、設計図書等は、入札情報公開システムからダウンロードすることにより配布するものとし、インターネット上では閲覧しないこと。

8 設計図書に関する質問・回答

設計図書に関しての質問回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 質問受付

設計図書に関して質問がある場合は、入札情報公開システムに添付している質問・回答書（.docx）を使用し、電子入札システムにより提出すること。

電子入札システムによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質問・回答書の形式が異なる場合や、企業名や個人名が特定される場合は、質問を受付けない。

(2) 受付期間

令和8年10月1日（木）午前8時45分から

令和8年10月6日（火）午後1時00分まで

(3) 回答日時

令和8年10月9日（金）午後1時00分

質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムの競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

令和8年10月1日（木）午前8時45分から

令和8年10月13日（火）午後4時30分まで

10 入札書の提出

次に示す期間内に電子入札システムの入札書を提出すること。

令和8年10月14日（水）午前8時45分から

令和8年10月15日（木）午後1時00分まで

11 開札日時

令和8年10月16日（金）午前9時40分

12 入札回数

1回とする。

13 落札候補者決定の通知の方法

落札候補者の決定は、保留通知書により通知するものとする。

14 入札参加資格等確認資料の提出

落札候補者とされた者については、次の(2)の書類を電子入札システム又は持参により川越市総務部契約課に提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月19日（月）午後4時30分まで

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書の写し（3(1)の建築士法の規定による登録を受けていることが確認できるもの。）

ウ 入札参加停止等の措置状況調書

エ 配置予定技術者報告書

オ 配置予定技術者との雇用関係が確認できる書類（一般競争入札参加要領で市が指定するもの。なお、同書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合は、同記載についてマスキングをすること。）

カ 資本関係・人的関係調書

キ 市税の納付に係る誓約書兼同意書（川越市指定様式。本市より市税として課されている税がなくても提出すること。なお、本書が提出できない場合は、本市市税の納税証明等申請書兼証明書（川越市指定様式で本入札の開札日以降に本市が証明したもの。（写し可））を提出すること。）

15 契約の締結の方法

本委託は、電子契約（川越市電子契約実施要綱第2条第3号の規定による電子契約をいう。以下同じ。）により、契約を締結することができるものとする。

なお、落札候補者として決定された者が電子契約を希望する場合は、入札参加資格等確認資料の提出時に「電子契約希望届兼メールアドレス届出書」を提出すること。

16 入札保証金

免除とする。

17 契約保証金

免除とする。

18 支払条件

(1) 前金払

川越市建築設計業務標準委託契約約款(以下「川越市委託契約約款」という。)第35条による。

(2) 部分払

なし

19 問い合わせ先

公告の内容 総務部契約課

委託の内容 建設部建築住宅課

第2 公告事項（共通・委託）

1 入札執行手続

この公告による入札は電子入札システムにより行う。

2 入札執行方法

事後審査型入札（入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行う方式）により行う。
（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）

3 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き名簿に登載され次の要件を満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 落札後、当該委託に対応する管理技術者を川越市委託契約約款第10条に従い配置できること。
- (6) (5)により配置する管理技術者は、公告日現在において、入札参加（希望）者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を配置予定技術者報告書に添付できる者であること。（非常勤役員は恒常的な雇用関係には該当しません。）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (9) 本入札に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

(ア) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

- (10) 本入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書の提出までに、電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

4 契約条項等

この公告に定めるもののほか、本入札及び契約に関する手続については、施行令、契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市委託契約約款、川越市競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項、建設工事等の入札における入札金額内訳書の取扱いについて等の定めるところとする。

5 入札参加資格の有無の確認

川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領に基づき入札執行後に確認する。

6 異議の申立

入札を行った者は、入札後は契約規則、川越市電子入札運用基準、川越市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要領、川越市委託契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

7 その他

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、名簿に登録されている業種、格付け及び申請事業所の所在地が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者が行った入札は、入札参加資格の審査を行わず無効とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 発注者が様式を指定した入札金額内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムに入札書提出の際に添付すること。
- (4) 契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。
- (5) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者及び免税業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合等は、川越市談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。
- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該委託に配置すること。